

気を付けて！ 定期購入のトラブル増加中

「一回限りの注文のつもりが、定期購入だった」、「いつでも解約できるはずなのに販売業者に電話が繋がらない」といった相談が、全国的に多くみられます。

県では、継続して注意喚起を行っていますが、消費生活センターには連日同様の相談が寄せられています。



通信販売にはクーリング・オフ制度が適用されず、販売事業者の表示内容（返品特約）に従うことになります。次のチェックポイントを参考に、トラブルに遭わないようにしましょう。

チェックポイント **契約前に要確認！**

- 契約条件をよく確認しましたか？
(定期購入が条件になっていませんか?)
- 返品特約を確認しましたか？
(解約・返品はできますか?解約・返品の内容は確認しましたか?)
- 最終確認画面を保存しましたか？
(契約内容を確認できるよう、スクリーンショットで保存しましょう)
- 未成年者の場合、親権者の同意を得ていますか？

契約後に、トラブルになったら…

- ・解約の連絡をしているが、電話が繋がらない。
- ・解約したはずなのに商品が届いた。



相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)
最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！